

事業所単位の回答が得られない場合等の取扱方法について（案）

事例	集計事務における取扱方法	考え方
企業全体の数値のみ記入	調査対象事業所の数値は、企業全体の数値を母集団事業従事者数により按分して得た値とする。具体的には、企業全体の母集団事業従事者数と調査対象事業所の母集団事業従事者数により、企業全体の数値を按分する。	本調査は、サービス産業全体の生産・雇用等の動向を月次ベースで把握することを目的としていることから、企業全体の数値であっても大変貴重なデータであり、事業所から報告を受けることが重要であると認識。報告を受けた企業全体の数値から調査対象事業所の数値を得る方法として、按分を行う。
1 か月目用調査票の前月又は当月のいずれかのみ記入	記入がない月の値は、記入がある月の値とする。	同じ調査票内に他月の値がある場合は、当該値を補定値とした方が、回帰式や同一産業分類内の変化率の平均等より妥当。
毎月売上高に予算の額を記入していた事業所の売上高が未回答	売上高は、前月の売上高とする。	国又は地方公共団体等においては、提供サービスに係る経費を売上高とするという考え方から、売上高に予算の12等分の額（毎月同額）を記入していることがある。予算の12等分の額を記入していることが把握できていた事業所については、前月の売上高を補定値とする。
休業中で調査票が未提出	事業従事者数は他の事業所と同様の補定を行い、売上高は、ゼロとする。	休業中でも所属する従業員がいる場合はその人数の報告を受けることとしているので、事業従事者数については、他の事業所と同様の補定を行う。一方、売上高については、他の事業所と同様の補定を行うことは妥当でないので、ゼロとする。
売上高がマイナス	ゼロ等に訂正せず、マイナスのまま処理を行う。 回帰係数及び変化率は、マイナス値を除外して計算する。 翌月に売上高が未回答のときは、売上高は、ゼロとする。	提供したサービスがその後キャンセルされることにより売上高がマイナスとなることがある。 提供したサービスに応じてマイナスとなっているので、ゼロ等に訂正はしない。